

実質化された人・農地プラン

| | | | |
|--------|---------------|------------|------------|
| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
| 雲仙市吾妻町 | 三室地区 | 令和2年12月16日 | 平成31年3月28日 |

1 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|---------|
| ①地区内の耕地面積 | 92.4 ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 82.8 ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計 | 20.8 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 9.7 ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 2.2 ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 9.0 ha |

2 対象地区の課題

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・地区の最南の水田地帯は、ほ場が狭く、傾斜も急で耕作条件が悪い。 ・瑞穂町と隣接する谷工区の水田は排水が悪く、圃場が狭い。 ・後継者が少なく、特に20代の後継者がいない。 ・未相続農地が多く、農地貸借や売買が出来ずに困っている。 |
|---|

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

| |
|--|
| 現在の中心経営体は、50～60歳代がほとんどであり、今後30～40代の担い手を中心に農地を集積していく。 |
|--|

(参考) 中心経営体

| 属性 | 農業者 (氏名・名称) | 現状 | | 今後の経営の意向 | | | 備考 |
|----|----------------|------|---------|----------|---------|---------|----|
| | | 経営作目 | 経営面積 | 経営作目 | 経営面積 | 農業を営む範囲 | |
| 個人 | 22経営体 | — | 38.3 ha | — | 50.4 ha | | |

※今後の経営の意向は、おおむね5～10年後の経営面積を記載する。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

| |
|--|
| 農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、37筆、27,455㎡となっている。 |
| 農地中間管理機構の活用方針 農地の貸し付けの際は、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。 |
| 基盤整備への取組方針 地区の最南部の水田地帯については、隣接集落の平木場集落と調整しながら、農地中間管理機構関連基盤整備事業の活用検討を地域全体で進めていく。 また、谷工区地区の水田については、排水が悪いため、暗渠整備ができないか検討する。 |
| 鳥獣被害防止対策の取組方針 近年増加してきたヒヨドリの被害については、カイトの設置など効果的な対策を講じて行く。 イノシシの被害は少ないが、アナグマの被害が増加しているため、スイートコーン等の収穫時期には柵を設置する等して対応していく。 |
| その他 農業後継者や担い手が少なくなっているため、現在営農をしている者が、農業の魅力若くは若い世代へ伝えることができるように努力する。 小学校などと協力し、農業体験等を通じて農業の楽しさなどを伝える機会を作る。 |